	第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。）の生果実	
二～十七　（略）	（略）	（略）

付表

一～七十七　（略）

七十八　モロッコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

（植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち植物防疫法施行規則別表二の十七の項の次に次のように加える改正規定のうち同表の十八の項の植物の欄中「第八十三」を「第八十四」に、「第八十二」を「第八十三」に、「第八十一」を「第八十二」に、「第八十」を「第八十一」に、「第七十九」を「第八十」に改め、同表の二十の項の植物の欄中「第八十五」を「第八十六」に、「第八十四」を「第八十五」に改め、同表の二十一の項の植物の欄中「第八十四」を「第八十五」に、「第八十三」を「第八十四」に改める。

第一条のうち植物防疫法施行規則別表二の付表第七十七の次に次のように加える改正規定中同表の付表第八十六を同表の付表第八十七とし、同表の付表第七十八から同表の付表第八十五までを一表ずつ繰り下げる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令
原子力規制委員会規則第一号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行に伴い、及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年二月二十四日

経済産業大臣　西村　康稔
原子力規制委員会委員長　山中　伸介

原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令

（原子力発電工作物の保安に関する命令の一部改正）

第一条　原子力発電工作物の保安に関する命令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保安規程） **第四条**　法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。 一　事業用電気工作物であって、発電事業（法第三十八条第四項第五号に掲げる事業に限る。以下この条において同じ。）の用に供するもの 二　［略］ 2～7　［略］ 8　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内に発電事業の用に供する電気工作物を設置する発電事業者	（保安規程） **第四条**　［同上］ 一　事業用電気工作物であって、発電事業（法第三十八条第三項第五号に掲げる事業に限る。以下この条において同じ。）の用に供するもの 二　［略］ 2～7　［略］ 8　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内に発電事業の用に供する電気工作物を設置する発電事業者

	第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五及び第七十三に掲げるものを除く。）の生果実	
二～十七　（略）	（略）	（略）

付表

一～七十七　（略）

（新設）